

## 「しものせ木」木材利用促進事業費補助金交付要綱

令和5年9月12日制定

令和6年3月31日改正

### (趣旨)

第1条 この要綱は、事業者による主体的な販路拡大を促進し、下関産木材の活用と販売促進を図るため、下関産木材を活用した「木工製品」の市販化に向けた取組に要する経費の一部を補助する「しものせ木」木材利用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 下関産木材を活用した「木工製品」を製作する事業者であること。

(2) 市内に本店又は主たる事業所を有する事業者であること。

2 市長は、次項に規定する補助対象事業を行う補助対象事業者に対して、その実施に必要な経費の一部について、補助金を交付する。

3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、下関産木材を活用した「木工製品」の市販化に向けた事業とし、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、別表に定めるとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、「しものせ木」木材利用促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長がその添付の必要がないと認める書類については、これを省略させることができる。

- (1) 事業計画書（様式第2号（その1））
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書）
- (4) 登記事項証明書（法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額並びに代表者の氏名及び住所を記載した書類）
- (5) 市税の滞納がない旨の証明書の写し（本市に対して納税義務がない場合は、本社が所在する市区町村が発行する滞納のない証明書の写しを添付すること。）

（補助金の交付決定）

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

（決定の通知）

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、その旨を「しものせ木」木材利用促進事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

2 市長は、前条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないとき、補助金を交付しない旨を当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第6条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、書面により当該補助対象事業に係る補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の

交付の決定は、なかったものとみなす。

(事業計画の変更及び承認)

第7条 補助事業者は、事業計画の内容を変更しようとするときは、「しものせ木」木材利用促進事業計画変更承認申請書(様式第5号)に第3条各号に掲げる書類(当該変更に係るものに限る。)を添えて、これを市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けた場合には、事業計画の変更を承認し、又はこれに伴う補助金の交付額を変更することができる。この場合において、市長は、「しものせ木」木材利用促進事業計画変更承認通知書(様式第6号)又は「しものせ木」木材利用促進事業費補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(事業の実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業を完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日まで「しものせ木」木材利用促進事業費実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類等を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第2号(その2))
- (2) 収支決算書(様式第3号)
- (3) 製作した木工品
- (4) 製作した木工品の販売先店舗の資料

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「しものせ木」木材利用促進事業費補助金交付確定通知書(様式第9号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第10条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 第8条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

(補助金の請求及び交付)

第11条 第9条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、「しものせ木」木材利用促進事業費補助金請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、第5条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で、補助事業者の請求に基づき、概算払により補助金を交付することができる。

4 補助事業者は、前項の概算払により補助金の交付を受けようとするときは、「しものせ木」木材利用促進事業費補助金概算払請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

5 市長は、概算払を行った補助金について、第9条の規定により確定した補助金の額をもって当該補助金の精算を行い、不足があるときはその請求及び交付については第1項及び第2項の規定を準用し、過払があるときは速やかにその額を返還させるものとする。

(関係書類の整備等)

第12条 補助事業者は、補助対象事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助

金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(4) この要綱に違反したとき。

(5) 不適当な方法で補助対象事業が実施されているとき。

(6) その他市長が補助金を交付することが適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずる。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は市長が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(検査等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行に関し必要な指示をし、又は第12条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

(補助金の流用の禁止)

第16条 補助事業者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年9月12日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和6年度以前の予算に係る補助金（同年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る補助金を含む。）の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から適用する。

別表

補助対象経費	補助額
<p>○補助対象事業者が下関産木材を活用した「木工製品」の市販化に向けた事業に要する経費            (市場等調査費、専門家等への謝金・賃金・旅費、製作に伴う原材料費、機器・設備の購入・リース代、委託・外注費、展示会出店料、使用料、資材購入費、通信運搬費、広告宣伝費、手数料、使用料、消耗品費等)</p>	<p>補助対象経費の 10/10 以内(1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。)で1補助対象事業者当たり上限 100 万円とする。</p>

備考

- 1 機器・設備の購入・リース代は、新商品の開発等に必要不可欠なもの(購入・リース金額の合計額が30万円を超えない部分に限る。)で、かつ、補助対象経費総額の2分の1の額を上限とする。
- 2 委託・外注費は、総額が100万円以上の場合にあっては50万円を上限とし、補助対象経費の総額が100万円未満の場合にあっては当該総額の2分の1の額を上限とする。
- 3 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- 4 補助対象経費に該当する経費であっても、販売経費については、補助対象外とする。
- 5 補助対象経費に該当する経費であっても、本市の他の補助制度の適用を受けた場合、重複する補助対象経費については、補助対象外とする。
- 6 国庫補助金等本市以外の他の補助金・助成金等の適用を受けた場合、当該交付決定を受けた補助金・助成金等の額を除いた額を補助対象経費とする。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（宛先） 下関市長

申請者 所在地  
名 称  
代表者名

「しものせ木」木材利用促進事業費補助金交付申請書

「しものせ木」木材利用促進事業費補助金の交付を受けたいので、「しものせ木」木材利用促進事業費補助金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり書類を添えて申請します。

記

1 補助金の交付申請額

2 添付書類

- （1）事業計画書（様式第2号）
- （2）収支予算書（様式第3号）
- （3）財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書）
- （4）登記事項証明書（法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額並びに代表者の氏名及び住所を記載した書類）
- （5）市税の滞納がない旨の証明書の写し（本市に対して納税義務がない場合は、本社が所在する市区町村が発行する滞納のない証明書の写しを添付すること。）



様式第2号(その1) (第3条関係)

事業計画書

1. 概要

事業名				
事業概要				
事業期間	年 月 ~ 年 月			
事業費	総事業費	円	補助金申請額	円
	対象経費	金額 (円)	比率	積算内訳
	謝金			
	旅費			
	賃金			
	原材料費			
	機器・リース費			
	委託・外注費			
	その他			
	計		100%	

※消費税及び地方消費税相当額は除いて記載すること。

※1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てて記載すること。

2. 事業計画内容

(1) 計画概要
(2) 市場性 (ニーズ、規模、販売方法ルート、ターゲット、価格)
(3) 開発予定の木工品の内容
(4) 開発予定の木工品の使用樹種・調達予定先
(5) 開発した製品の販売先店舗の検討状況 (3店舗以上の計画とすること。)
(6) 開発した製品の販売先のホームページ

事業実績書

1. 概要

事業名						
事業概要						
事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
事業費	総事業費		円	補助金申請額		円
	対象経費	金額（円）	比率	積算内訳		
	謝金					
	旅費					
	賃金					
	原材料費					
	機器・リース費					
	委託・外注費					
	その他					
	計		100%			

※消費税及び地方消費税相当額は除いて記載すること。

※1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てて記載すること。

2. 事業実績内容

(1) 事業実績内容
(2) 開発した木工品の内容
(3) 開発した木工品の使用樹種・調達先
(4) 開発した製品の販売先店舗の状況
(5) 今後の事業化への計画及び課題

様式第3号（第3条、第8条関係）

収支（予算・決算）書

1 収 入

区 分	（予算・決算）額	備 考
補 助 金		
自己負担額		

2 支 出

区 分	（予算・決算）額	備 考

様式第4号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

下関市長 

「しものせ木」木材利用促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった「しものせ木」木材利用促進事業費補助金については、下記のとおり交付を決定したので、「しものせ木」木材利用促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 交付条件

3 その他

「しものせ木」木材利用促進事業費補助金交付要綱の規定に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがあります。

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者 所在地  
名 称  
代表者名

「しものせ木」木材利用促進事業計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号で交付の決定を受けた「しものせ木」木材利用促進事業費補助金について、事業計画の内容を下記のとおり変更したいので、「しものせ木」木材利用促進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

（注）「しものせ木」木材利用促進事業費補助金交付要綱第3条各号に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添付し、変更前を上段に、変更後を下段に二段書きすること。

様式第 6 号（第 7 条関係）

第 号  
年 月 日

様

下関市長



「しものせ木」木材利用促進事業計画変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった事業計画については、「しものせ木」木材利用促進事業費補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、変更を承認します。

様式第7号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

下関市長



「しものせ木」木材利用促進事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった事業計画については、「しものせ木」木材利用促進事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により変更を承認し、「しものせ木」木材利用促進事業費補助金については、下記のとおり交付決定額を変更しましたので、「しものせ木」木材利用促進事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定額	金	円
2 今回変更額（減額・増額）	金	円
3 変更決定額	金	円

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者 所在地  
名 称  
代表者名

「しものせ木」木材利用促進事業費実績報告書

年 月 日付け第 号で交付の決定を受けた「しものせ木」木材利用促進事業費補助金について、補助対象事業を完了しましたので、「しものせ木」木材利用促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金の実績額
- 2 補助対象事業の完了年月日
- 3 添付資料
  - （1） 事業実績書（第2号様式）
  - （2） 収支決算書（第3号様式）
  - （3） 事業で製作した木工品
  - （4） 製作した木工品の販売先店舗の資料



様式第9号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

下関市長



「しものせ木」木材利用促進事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった「しものせ木」木材利用促進事業費補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので、「しものせ木」木材利用促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第10号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者 所在地  
名 称  
代表者名

「しものせ木」木材利用促進事業費補助金（概算払）請求書

年 月 日付け第 号で交付額の確定を受けた「しものせ木」木材利用促進事業費補助金について、「しものせ木」木材利用促進事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額及び内訳

総事業費	市補助金	既受領額	今回請求額	残 額

2 振込先